

司法、行政犯罪 3

@もう一つの訴訟資料は、楠田さんの訴訟資料です。

；この訴訟、判決文の見方は「債務不存在確認訴訟を、加害側が提起→被害者側が”シナリオ通り裁判官と被害者委任弁護士に言い包められて反訴”→判決文最後で裁判官が”債務不存在確認訴訟煮適法性無し、従って反訴事件のみ適法と認めて判決する”と、詐欺債務不存在確認訴訟の雛形通り終わっている事です」

@お分かりでしょうか”楠田さんは債務不存在詐欺訴訟制度を採らされた、私は法律通りの反訴等せずとした結果、逆上した裁判官、弁護士は、訴訟詐欺、印紙税詐欺を貫いたって事の証明が出来上がっているんですよ”楠田さんは反訴させられたので訴訟額に応じた印紙を納めさせられていますから。

平成22年1月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成17年(ワ)第146号 債務不存在確認請求本訴事件

平成20年(ワ)第1549号 損害賠償請求反訴事件

判 決

静岡市清水区迎山町6-10

本訴原告・反訴被告（以下「原告●●」という。）

● ● ● ●

静岡市駿河区国吉田二丁目3番1号

本訴原告・反訴被告（以下「原告静岡トヨタ」という。）

静岡トヨタ自動車株式会社

同代表者代表取締役 吉 田 耕 藏

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

本訴原告（以下「原告保険会社」という。）

東京海上日動火災保険株式会社

同代表者代表取締役 隅 修 三

原告ら訴訟代理人弁護士 伊 藤 喜 代 次

同 増 田 保 夫

同 小 林 雄 資

同訴訟復代理人弁護士 塩 谷 知 一

静岡市清水区三保3224

本訴被告・反訴原告（以下「被告」という。）

楠 田 芳 廣

同訴訟代理人弁護士 中 島 俊 行

主 文

- 1 原告らの本訴請求に係る訴えを却下する。
- 2 原告遠藤及び原告静岡トヨタは、被告に対し、連帯して746万2155

円及びこれに対する平成13年10月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告のその余の請求を棄却する。

4 訴訟費用は、本訴、反訴を通じ、原告保険会社に生じた費用を原告保険会社の負担とし、原告遠藤、原告静岡トヨタ及び被告に生じた費用の5分の1を原告遠藤、原告静岡トヨタの負担とし、原告遠藤、原告静岡トヨタ及び被告に生じたその余の費用を被告の負担とする。

5 この判決の主文2項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

一 本訴

原告らの被告に対する別紙交通事故目録記載の交通事故に基づく損害賠償債務は77万8624円を超えては存在しないことを確認する。

二 反訴

原告遠藤及び原告静岡トヨタは、被告に対し、各自3000万円及びこれに対する平成13年10月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本訴は、原告遠藤運転の車両が被告運転の車両に追突した交通事故について、民法709条により損害賠償責任を負担する原告遠藤、民法715条により損害賠償責任を負担する原告静岡トヨタ及び原告遠藤と自動車保険契約を締結している原告保険会社が、被告に対し、上記事故に基づく損害賠償債務は77万8624円を超えては存在しないことの確認を求めた事案である。

反訴は、上記事故について、被告が、原告遠藤及び原告静岡トヨタ各自に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づいて、それぞれ一部請求として、物損分68万円及び人損分2932万円の合計3000万円及びこれに対す

両の保管費用はその必要性を認めることができず、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

3 レンタカー代

弁論の全趣旨によれば、被告はレンタカー代2万8224円の支払を要したことが認められる。

4 被告主張の(二)ないし(三)の損害は、いずれも本件事故による受傷により被告が長期間にわたり労働能力の全部又は大部分を喪失したことを前提とするものであるところ、上記一、二に認定のとおり、被告は本件事故により受傷した平成13年10月23日から平成14年2月9日までの間は休業を余儀なくされたものの、同日の症状固定時から5年間にわたり労働能力の5パーセントを喪失するにとどまるのであるから、上記被告主張の前提事実を認めることはできず、被告主張の上記損害は本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

5 既払金の控除

被告の物損の損害額は上記1ないし3の合計19万3324円となるが、上記第2、一4(二)のとおり、被告は車両保管費用1万4700円の支払を受けているから、これを控除すると、17万8624円となる。

四 本訴請求の適法性について

職権により判断するに、原告らの損害賠償金債務の不存在確認請求に係る本訴の訴えについては、被告から原告遠藤及び原告静岡トヨタに対する損害賠償金の支払を求める反訴が提起されている以上、もはや確認の利益を認めることはできないから、原告らの上記訴えは、不適法として却下を免れないというべきである（最高裁第一小法廷平成16年3月25日判決参照）。

五 以上によれば、原告らの本訴請求に係る訴えを却下し、被告の反訴請求は、原告遠藤及び原告静岡トヨタに対し、連帯して746万2155円の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は失当であるからこれを

棄却することとし、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結日・平成21年11月10日)

静岡地方裁判所民事第1部

裁判官 三 木 勇 次

これは正本である。

同日付書記官 大村久佳

小松

平成22年(ワ)第14358号 損害賠償等請求事件
原告 町 田 市
被告 あいおい損害保険株式会社 外1名

答 弁 書

平成22年6月4日

東京地方裁判所 民事第27部合議2C係 御中

〒104-0045

東京都中央区築地1丁目7番13号
電通恒産第2ビル6階
坂東総合法律事務所 (送達場所)
電話03(3542)7890番
FAX03(3544)0449番

被告あいおい損害保険株式会社
訴訟代理人弁護士

同
同
同
同
同

坂 東 司 朝
池 田 神
石 田 香 苗
園 部 敏 洋
吉 野 敏 慶
岡 田 純 一

順誠一子彦典平成

田晃紀
倫康
浩行

谷内本川
真
内藤
口田

丹谷坂荒
大伊
山長

同
同
同
同
同
同
同

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告あいおい損害保険株式会社に対する請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因第1項認否は以下のとおりである。

- (1) (1)は認める。
- (2) (2)は認める。
- (3) (3)アは原告が主張する診断内容が原告提出の証拠に記載されていることは認め、イは認める。
- (4) (4)は認める。
- (5) アは認め、イ乃至エは不知。

- 2 同第2項の認否は以下のとおりである。

- (1) (1)のうち、第1段落は認め、第2段落は不知。
- (2) (2)は国保法第64条第1項の規定の存在は認め、その余は不知。
- (3) (3)は不知乃至争う。
- (4) (4)は大阪高裁平成8年5月30日判決及びその原審である神戸地裁平成6年11月14日判決の判示内容が原告主張の判示内容であることは認める。
- (5) (5)の認否は以下のとおりである。
 - ア 「上記1・(～)のである。」は認める。
 - イ 「しかし、後～ではない。」は争う。
 - ウ 「なお、この～れている。」は原告提出の甲第3号証に原告主張の内容が記載されていることは認める。
- (6) (6)は不知乃至争う。

- 3 同第3項は、原告が原告主張の金額を訴外[]に対し保険給付した事実を認める。

4 同第4項は争う。

5 同第5項の認否は以下のとおりである。

(1) (1)は認める。

(2) (2)の認否は以下のとおりである。

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落のうち、「この納入に～消滅した。」は認め、その余は争う。

ウ 第3段落は認める。

(3) (3)は不知。

6 同第6項は争う。

第3 被告あいおい損害保険株式会社の主張

1 既判力により本訴は不違法となる可能性があること

(1) 原告が前訴（平成17年(ワ)第11559号損害賠償請求事件、平成17年(ワ)第25448号独立当事者参加申出事件）の口頭弁論終結後に代位をしている分については、原告は民事訴訟法第115条第1項第3号に定める「口頭弁論終結後の承継人」に該当する。

そして、確定判決後に同一訴訟物の訴えが提起された場合、後訴は、前訴の確定判決の既判力に拘束されるというべきであるが、一個の債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合には、訴訟物は、上記債権の一部の存否のみであって全部の存否ではなく、したがって、上記一部の請求についての確定判決の既判力は残部の請求には及ばないと解するのが相当である（最高裁判所昭和37年8月10日第二小法廷判決・民集16巻8号1720頁参照）。

(2) 前訴において、訴外■は、平成19年2月14日付け訴えの変更申立書において、「原告は平成19年2月以降も治療を要するが、本訴訟では現時点で金額が確定している平成19年1月末までの治療費のみを一部請求するものである。」と主張する。

他方、前訴判決（甲第4号証）は症状固定後の治療費について、「原告は、平成16年12月1日から平成19年1月31日までの治療費として[]を主張し、上記の期間、治療のため[]通院したとして通院交通費[]を主張している。しかしながら、（以下省略）」と判断している。

このため、前訴判決においては、原告の上記主張を症状固定後の治療費一般についての一部請求とは認めず、最終的な判断を下していることとなる。

- (3) 上記のとおり、少なくとも前訴判決においては訴外[]の一部請求は認められておらず、この点において、前訴判決の既判力により、本訴が不法となる可能性は否定できない。

2 損害の立証責任は原告にあること

- (1) 説明するまでもなく、損害賠償請求訴訟において損害の立証責任は損害賠償請求者にあり、この立証がされない以上、損害賠償請求者（原告）の請求は認められない。

そして、その立証の程度としては、「合理的な疑いを超える程度にまで」立証されることが必要であることは最高裁判例が明らかにするところである。

- (2) 本件において、原告は、前訴の認定事実を超えた部位等についての訴外[]のRSDやそのための治療期間等を主張する。（なお、被告あいおい損害保険株式会社としては、必ずしも前訴の認定事実を当然の前提とするものではなく、今後原告により提出されるべき訴外[]の医療記録等の内容次第ではあるが、前訴認定事実を前提としない主張を行う可能性があることを付言する。）

原告はこれらについての診断書（甲第3号証）や診療報酬明細書（甲第23号証）を提出するが、これらのみによっては前訴の認定事実を超えた部位等についての訴外[]のRSD等に対する治療の必要性を認めることはできない。換言すれば、これらの証拠のみにより前訴の認定事実を超えた部位等のRSDや治療期間等に対する治療費としての損害について、

「合理的な疑いを超える程度にまで」の立証がされていないことは明らかである。

このため、原告としては、詳細に訴外[]の症状や通院状況等（特に前訴の口頭弁論終結日以降のもの）を立証することにより、前訴の認定事実を超えた部位等について、訴外[]にRSDが発症し、それにより、治療費が必要であったことを「合理的な疑いを超える程度にまで」立証することが必要となる。

かかる立証に成功しない以上、原告の本件の請求は棄却されるべきである。

- (3) 被告としては、原告が上記立証をした後に、本件において問題となるべき事項についての反論を行うこととする。

附 属 書 類

訴訟委任状

1通